入　札　説　明　書

調達物品名　地上デジタルテレビ（西区４）

新　潟　市　財　務　部　契　約　課

この入札説明書は，政府調達に関する協定（平成７年条約第23号），地方自治法（昭和22年法律第67号），地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。），地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号），新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。），新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。），本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか，本市が発注する調達契約に関し，一般競争に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）が熟知し，かつ，遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　競争入札に付する事項

(1)　調達物品名及び数量

地上デジタルテレビ（西区４）　　　一式

（案件番号　２１０６４）

(2)　調達物品の特質等

仕様書のとおり

(3)　履行場所

仕様書のとおり

(4)　納入期限

平成２２年２月２６日まで

(5)　入札方法

総価で入札に付する。落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので，競争入札参加者又はその代理人は，消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格

(1)　本市の競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(2)　地方自治法施行令第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(3)　新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4)　新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表２の 10（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。

３　問い合わせ先等

契約条項を示す場所及び入札手続等に関する問い合わせ先

郵便番号951－8550

新潟市中央区学校町通１番町602番地１

新潟市財務部契約課物品契約係

電話 025－228－1000　内線 32213・32214　FAX 025－225－3500

４　競争入札参加申請等

(1)　本件調達物品の入札に参加を希望する者は，別添一般競争入札参加申請書を，平成２１年１０月１３日１７時までに上記３の場所に直接又は郵便により提出すること。

(2)　入札者は，提出された書類に関し説明を求められた場合は，これに応じるものとす

る。
(3)　提出書類に基づき審査を行い入札参加の可否を決定し，一般競争入札参加資格確認結果通知書を平成２１年１０月２０日までに発送する。
(4)　一般競争入札参加申請書提出後に入札参加を辞退する場合は，書面で届け出ること。

5　入札保証金

入札保証金は免除する。

6　入札及び開札

(1)　入札・開札日時及び場所

ア　日 時 平成２１年１１月５日　１５時１５分

ただし，すべての競争入札参加者が上記の時刻を待たずに入札・開札を行うことに同意した場合は，入札及び開札の時刻を早める場合がある。

イ　場 所 上記３の同所　第１分館契約課入札室

(2)　郵送による入札書の受領期間及び受領期限

ア　受領期間　平成２１年１０月２７日から平成２１年１１月２日まで

イ　受領期限　平成２１年１１月２日 １７時

ウ　提出先　　上記３の場所へ提出すること。

(3)　競争入札参加者又はその代理人は，仕様書，別添「契約書（案）」及び規則を熟知の上，入札をしなければならない。仕様書等について疑義がある場合は，別添質疑書を平成２１年９月１８日から平成２１年１０月１３日１７時まで，上記３へファックスにより提出すること。

(4)　競争入札参加者又はその代理人は，本件調達に係る入札について他の競争入札参加者の代理人となることができない。

(5)　入札室には，競争入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし，入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は，付添人を認めることがある。

(6)　競争入札参加者又はその代理人は，入札開始時刻後においては，入札室に入室することができない。

(7)　競争入札参加者又はその代理人は，入札室に入室しようとするときは，入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書(写し可）並びに代理人をして入札させる場合においては，入札権限に関する委任状を提出すること。

(8)　競争入札参加者又はその代理人は，入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか，入札室を退室することはできない。

(9)　競争入札参加者又はその代理人は，本市様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。なお，委任状は本件の入札に関する権限のみを委任する形式とし，１枚の委任状で複数の入札に関する権限をまとめて委任してはならない。

(10)　競争入札参加者又はその代理人は，入札書記載例（別添）を参照の上，次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。

ア　競争入札参加者の住所，会社（商店）名，入札者氏名及び押印（外国人にあっては，署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

イ　代理人が入札する場合は，競争入札参加者の住所，会社（商店）名，受任者氏名（代理人の氏名）及び押印

ウ　入札金額

エ　履行期限

オ　品名，金額

カ　数量

「一式」と記載すること。

キ　履行場所，品質・規格

「仕様書のとおり」と記載すること。

(11)　入札書及び入札に係る文書に使用する言語は，日本語に限る。また，入札金額は，日本国通貨による表示とすること。

(12)　入札書は封書に入れ，かつ，その封皮に入札の日時，品名，競争入札参加者の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）を記載し，入札公告に示した日時に入札すること。なお，郵便（書留郵便に限る。）により入札する場合については，二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きし，上記で示した入札書のほか，一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封すること。加入電信，電報，電話その他の方法による入札は認めない。

(13)　入札書及び委任状は，ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。

(14)　競争入札参加者又はその代理人は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印しておくこと。

(15)　競争入札参加者又はその代理人は，その提出した入札書の引換え，変更，取消しをすることができない。

(16)　不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき，又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは，入札を中止し，又は入札期日を延期することがある。

(17)　談合情報等により，公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは,抽選により入札者を決定するなどの場合がある。

(18)　開札は，競争入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において，競争入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは，当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(19)　開札した場合においては，競争入札参加者又はその代理人の入札のうち，予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，直ちに再度の入札を行う。競争入札参加者又は代理人が開札に立ち会わない場合は，再入札に参加する意思がないものとみなす。

また，後記７の各号に該当する無効入札をした者は，再入札に加わることができない。

(20)　再入札は１回とし，落札者のない場合は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号の規程により最終入札において有効な入札を行った者のうち，最低金額を記載した競争入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。

７　入札の無効

次の各号に該当する入札は，これを無効とする。

(1)　入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札

(2)　入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

(3)　入札者が２以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札

(4)　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵

触する不正の行為によった入札
(5)　公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
(6)　再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
(7)　入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札
(8)　その他入札に関する条件に違反した入札
(9)　上記(4)，(5)に該当する入札は，その入札の全部を無効とすることがある。

8　落札者の決定方法

(1)　有効な入札書を提示した者であって，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし，落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止の措置を受けた場合は，落札決定を取り消し，仮契約を締結していた場合は，本契約を締結しないものとする。
(2)　落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ，落札を決定する。
(3)　落札者を決定した場合において，落札者とされなかった入札者から請求があったときは，速やかに落札者を決定したこと，落札者の氏名及び住所，落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては，無効とされた理由）を，当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。
(4)　落札者と決定した者は，入札担当職員の指示に従い，落札金額の内訳を記した書面を提出すること。

9　契約の停止等

本調達物品の契約に関し，政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは，契約を停止し，又は解除することがある。

10　契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし，契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合，若しくは，過去２年間の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し，これらをすべて誠実に履行し，かつ，契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は，契約保証金を免除する。

11　契約書の作成

(1)　契約書を作成する場合においては，落札者は，交付された契約書に記名押印し，落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし，特別の事情があると認めるときは，契約の締結を延長することができる。
(2)　契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

12　支払いの条件

納入物品等の代金は，当市の検査に合格した後，適正な請求書に基づいて支払う。

13　契約条項

別添「契約書（案）」による。

14　入札参加資格審査申請

本調達物品の公告時に，新潟市の競争入札参加資格者名簿に登載されていない者で

本調達物品の入札に参加を希望する者は，政府調達（ＷＴＯ）契約に係る物品入札参加資格審査申請書を，平成２１年１０月１３日（火）１７時までに下記へ持参又は郵送すること。郵送の場合は書留など配達記録が残る方法とし，平成２１年１０月１３日（火）１７時までに下記へ必着とする。

なお，申請書類は新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか，新潟市財務部契約課で交付する。

郵便番号951－8550

新潟市中央区学校町通１番町602番地１

新潟市財務部契約課物品契約係

電話025－228－1000　内線32213・32214

http://www.city.niigata.jp/

一般競争入札参加申請書

年　　　月　　　日

（あて先）新潟市長

申請者
郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印
担当者
（電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
（ＦＡＸ番号　　　　　　　　　　　　　　　　　）

下記案件に係る一般競争入札に参加したいので，申請します。

記

公告年月日	
案 件 番 号	
調達物品名	

質　　疑　　書

年　　月　　日

住　所
商号又は名称
代表者氏名　　　　　　　　　　印
（担当者　　　　　　　　　　）
（電話番号　　　　　　　　　）
（ＦＡＸ番号　　　　　　　　）

１　案 件 番 号
２　調達物品名

質　　疑　　事　　項

注１　回答は，本質疑書の提出後１０日以内に新潟市財務部契約課ホームページの当該調達物品の一般競争入札公告一覧に掲示します。

注２　この質疑書は，仕様書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。

注３　提出期間を過ぎた場合は受理しません。

地上デジタルテレビ　仕様書

1　件　　名　　　　地上デジタルテレビ

2　用　　途　　　　学校授業用および公民館設置用

3　納入場所　　　　指定した学校・公民館に納入，設置すること（別紙一覧参照）。

4　納入期限　　　　平成２２年２月２６日

5　納 入 日　　　　受注後，各学校・公民館と協議をし，日程等調整をすること。

6　構　　成　　　　地上デジタルテレビ本体(据え置き台含む。),付属品,薄型テレビ専用台（キャスター付），液晶画面保護パネル

7　共通仕様

７－１共通規格

①物品はすべて日本国内仕様であること。

②日本語の取扱説明書を付属すること。

③日本国内にサービスセンターがあり，問い合わせに対して日本語で対応できること。

④メーカーはアフターサービスの体制が整備されており,故障等に際し速やかに対応できること。

⑤テレビは，９月１日を基準に今後販売される機器モデル及び過去９ヶ月以内に販売された機器モデルとする。

⑥該当製品の製造打ち切り後,８年間は補修用性能部品を保有し,修理に対応できること。

⑦納入後１年間は，それぞれの目的に応じた正しい使用にもかかわらず，破損又は故障した場合は，無償で修理又は交換をすること。

⑧テレビは同等品の混在を可とするが,同一学校内においては同一メーカー製に統一すること。同サイズのテレビの専用台については，同一学校内において統一すること。

⑨Ｂ－ＣＡＳカードの紛失や棄損の防止対策を講じること。

⑩児童・生徒・施設利用者の安全に配慮した専用台やスタンドとすること。また安全のため転倒防止対策を講じること。

７－２共通設置仕様

①納入期限までに機器を学校・公民館の指示する場所へ搬入，設置すること。

②既設のアンテナコンセント等に接続し,すべてのチャンネルについての受信設定を行い,地上デジタル放送が受信できる状態か確認すること。

③②により地上デジタルの受信結果の一覧表を作成し新潟市へ報告すること。

④地上デジタルテレビの導入により，学校・公民館が指定した不要となるアナログテレビ・テレビ台・天吊りハンガー(吊り下げ棒は除く。)を処分すること（別紙一覧参照）。

⑤各学校・公民館が現在使用しているテレビ台に設置する場合は，固定のための機材・固定ベルト等で転倒防止対策を講じること。

8　そ の 他

①搬入・設置にあたっては設置場所である各学校・公民館の担当職員と事前に日程調整を行い，各学校・公民館の指示に従うこと。

②納品にあたっての運搬，指定場所への搬入組立・設置及び既存テレビの処分撤去費を込みとする。

廃棄するブラウン管テレビについては,特定家庭用機器再商品化法に従い適正に処分す

ること。その際のリサイクル料金は，２,８３５円(税込)として見積もること。
③テレビ放送受信調整，検査に要する費用はすべて受注者の負担とする。
④搬入・設置等にあたっては，納入物品及び既存の建物等に損傷を与えないように十分注意，適切な対応をとること。搬入・設置時等において，建物等へ損傷を与えた場合は，受注者の負担において原状回復するものとする。
⑤納品の際に発生した梱包材等のゴミに関しては，受注者が処分を行うこと。ただし，学校・公民館が梱包材等を必要と言った場合は処分の必要はない。
⑥納品時には，納品日，品名，型式，及び数量がわかる納品書を必ず納品先に提出すること。
⑦初期不良の場合は新品と交換する等,またアフターケアが必要な場合は誠実かつ迅速に対応すること。
⑧設置年月等を示すシールを貼付すること。シール等は納入業者が用意すること。（対象物品や表示方法は後日指示する。）
⑨各学校・公民館に基本操作の指導,説明をすること。
⑩契約終了後，この契約に関しての業務評価を行う。
⑪その他，本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は，担当職員と協議し，その指示に従うこと。

50型以上Ｖ型地上デジタルテレビ
（キャスター付専用台，液晶画面保護パネル付き）

１．件　　名　　５０型以上Ｖ型地上デジタルテレビ

２．数　　量　　別紙「地上デジタルテレビ　搬入・廃棄　数量」のとおり

３．条　　件

３－１テレビ本体

・画面サイズ　　50型以上Ｖ型ワイド
・外形寸法　　Ｗ１２６０ｍｍ×Ｈ８１０ｍｍ×Ｄ１５０ｍｍ以内(据え置き台を除く。)
・質量　　４２kg以下
・カラー　　ブラックまたはシルバー系いずれでも可。但し同一校内ではカラーを統一すること。
・チューナー　　地上デジタル放送・地上アナログ放送・BSデジタル放送・１１０度ＣＳデジタル放送チューナー内蔵(ＣＡＴＶが受信できること。)
・画面パネル　　プラズマパネルまたは倍速対応液晶パネル
・画素数　　１，９２０以上（水平）×１，０８０以上（垂直）
・視野角　　上下左右１７６度以上
・入力端子　　ＨＤＭＩ入力端子×２以上
　　Ｄ４端子またはＤ５端子×1以上
　　Ｓビデオ入力端子×1以上
　　ビデオ入力端子×1以上
　　パソコン入力端子（ミニＤ－Sub15 ピンもしくはＤＶＩ－Ｉ端子）×１以上　但し，どちらの端子もない場合は別途ＰＣと接続可能となるような機器を付属すること。
　　パソコン用音声入力端子(ステレオミニジャックまたはステレオピンジャック赤白を有すること。)
　　電話回線端子・ＬＡＮ端子×1以上
・スピーカー　　スピーカー内蔵型のこと
　　スピーカー2個以上
・音声実用出力　　１０Ｗ＋１０Ｗ以上
・省エネルギー　　省エネ法に定められた基準を用いた多段階評価の省エネ性能が５つ星以上であること。(統一省エネラベルの基準が設定されていない製品の場合は，平成２１年5月１５日以降のグリーン家電製品であること。)
・付属品　　ワイヤレスリモコン，リモコン用乾電池，Ｂ－ＣＡＳカード，電源コード，ＯＡタップ(１２５Ｖ・１５Ａ・３Ｐコンセント３個口以上・５ｍ以上)
　　アンテナケーブル(教室の黒板中央に設置し，使用できること。約１０ｍ，Ｆ形同軸プラグ)
　　PC の映像と音声をテレビに出力するために必要なケーブル・機器を付属すること。ケーブル類は２ｍ程度。(PC 側保有端子は，Ｄ－ｓｕｂ１５ピン，ステレオミニジャック)
　　転倒防止用部品一式,取扱説明書，保証書。
　　以上をテレビ１台ずつに付属すること。
・その他　　同等品の混在は可能だが，同一校内では同一機種とすること。
　　設置に関しては，各学校の指示する場所に運搬し，下記３－２のキャスター付専用台，３－３液晶保護パネルの取付けを行うこと。

３－２キャスター付専用台

・対応機種　　上記３－１のテレビに対応すること
スタンド式・ワゴン式いずれかとする。

・台数　　別紙「地上デジタルテレビ　搬入・廃棄　数量」のとおり。

・本体寸法　　Ｗ９５０ｍｍ×Ｈ１８５０ｍｍ×Ｄ９００ｍｍ以内（テレビ設置時，テレビの高さを含む。）但し，W か D のどちらかが８６０mm 以内とする。

・耐荷重　　５５ｋｇ以上。

・脚部　　小学校・幼稚園・養護学校にスタンド式を設置する場合は，児童・幼児の足引っ掛け防止・転倒を防ぐため，スタンド脚部に「機器収納ボックス」等を設置すること。中学校・高等学校にスタンド式を設置する場合は，脚部保護カバー(ウレタン・ゴム等のクッション材等)を付属すること。
キャスター車輪の大径１００mm 以上であること。

・カラー　　ブラックまたはシルバー系またはホワイト系で校内・教室内の景観を損なわないタイプのこと。

・その他　　画面センターの高さが１４００ｍｍ以上に設置できること。
移動用車輪が 4 個以上装備されており，車輪の大径１００mm.以上であること。車輪ストッパーで固定できること。
ＡＶ機器設置用の棚板が 1 個以上装備されていること。（Ａ４サイズ゛のノートパソコンが１台登載できる大きさとする。耐荷重１０kg 以上とする。)但し，機器収納ボックスで棚板の代用が可能であれば不用とする。
耐震性３５０gal 以上(耐震６相当を想定)を考慮した製品であること。(テレビ搭載時)
転倒角度はテレビ搭載時で前左右１５°以上あること。（ただし，後部は１２°以上で可とする。）
納入業者は，強度計算書・転倒角度試験結果報告書を各１部提出すること。
児童・生徒の怪我等の防止のため，すっきりと配線を一つにとりまとめること。

３－３液晶画面保護パネル

・画面パネルが液晶の場合は，保護パネルを装備することとする(プラズマの場合は不用)。

・サイズ　　各テレビ本体に対応するもので，マグネット・吸盤等で着脱が可能なもの。

・材質　　アクリル板（厚さ２ｍｍ以上）

・仕様　　ノングレア加工（低反射効果），多層コーティング処理

４０～４２型Ｖ型地上デジタルテレビ
（キャスター付専用台，液晶画面保護パネル付き）

１．件　　名　　４０～４２型Ｖ型地上デジタルテレビ

２．数　　量　　別紙「地上デジタルテレビ　搬入・廃棄　数量」のとおり

３．条　　件

３－１テレビ本体

・画面サイズ　　　４０～４２型Ｖ型ワイド
・外形寸法　　　　Ｗ１０９０mm×Ｈ７５０mm×Ｄ１１０mm以内(据え置き台を除く。)
・質量　　　　　　２７kg 以下
・カラー　　　　　ブラックまたはシルバー系いずれでも可。但し同一校内ではカラーを統一すること。
・チューナー　　　地上デジタル放送・地上アナログ放送・BS デジタル放送・１１０度ＣＳデジタル放送チューナー内蔵(ＣＡＴＶが受信できること。)
・画面パネル　　　プラズマパネルまたは倍速対応液晶パネル
・画素数　　　　　１，９２０以上（水平）×１，０８０以上（垂直）
・視野角　　　　　上下左右１７６度以上
・入力端子　　　　ＨＤＭＩ入力端子×３以上
　　　　　　　　　Ｄ４端子またはＤ５端子×1 以上
　　　　　　　　　Ｓビデオ入力端子×1 以上
　　　　　　　　　ビデオ入力端子×1 以上
　　　　　　　　　パソコン入力端子（ミニＤ－Sub15 ピンもしくはＤＶＩ－Ｉ端子）×１以上　但し, どちらの端子もない場合は別途ＰＣと接続可能となるような機器を付属すること。
　　　　　　　　　パソコン用音声入力端子(ステレオミニジャックまたはステレオピンジャック赤白を有すること。)
　　　　　　　　　電話回線端子・ＬＡＮ端子×1 以上
・スピーカー　　　スピーカー内蔵型のこと
　　　　　　　　　スピーカー2 個以上
・音声実用出力　　１０W＋１０W以上
・省エネルギー　　省エネ法に定められた基準を用いた多段階評価の省エネ性能が５つ星以上であること。(統一省エネラベルの基準が設定されていない製品の場合は, 平成２１年5月１５日以降のグリーン家電製品であること。)
・付属品　　　　　ワイヤレスリモコン，リモコン用乾電池，Ｂ－ＣＡＳカード，電源コード，ＯＡタップ(１２５V・１５A・３Ｐコンセント３個口以上・５m 以上)
　　　　　　　　　アンテナケーブル(教室の黒板中央に設置し，使用できること。約１０m，F 形同軸プラグ)
　　　　　　　　　PC の映像と音声をテレビに出力するために必要なケーブル・機器を付属すること。ケーブル類は２m程度。(PC 側保有端子は，D－ｓｕｂ１５ピン，ステレオミニジャック)
　　　　　　　　　転倒防止用部品一式,取扱説明書，保証書。
　　　　　　　　　以上をテレビ１台ずつに付属すること。
・その他　　　　　同等品の混在は可能だが，同一校内では同一機種とすること。
　　　　　　　　　設置に関しては，各学校の指示する場所に運搬し，下記３－２のキャスター付専用台，３－３液晶保護パネルの取付けを行うこと。

３－２キャスター付専用台

・対応機種　　　　上記３－１のテレビに対応すること
スタンド式・ワゴン式のいずれかとする。

・台数　　　　　　別紙「地上デジタルテレビ　搬入・廃棄　数量」のとおり。

・本体寸法　　　　Ｗ９５０mm×Ｈ１８５０mm×Ｄ９００mm以内（テレビ設置時，テレビの高さを含む。）但し，WかDのどちらかが８６０mm以内とする。

・耐荷重　　　　　５５ｋｇ以上。

・脚部　　　　　　小学校・幼稚園・養護学校にスタンド式を設置する場合は，児童・幼児の足引っ掛け防止・転倒を防ぐため，スタンド脚部に「機器収納ボックス」等を設置すること。中学校・高等学校にスタンド式を設置する場合は，脚部保護カバー(ウレタン・ゴム等のクッション材等)を付属すること。
キャスター車輪の大径１００mm 以上であること。

・カラー　　　　　ブラックまたはシルバー系またはホワイト系で校内・教室内の景観を損なわないタイプのこと。

・その他　　　　　画面センターの高さが１３００mm以上に設置できること。
移動用車輪が 4 個以上装備されており，車輪ストッパーで固定できること。
ＡＶ機器設置用の棚板が 1 個以上装備されていること。（Ａ４サイズ゛のノートパソコンが１台登載できる大きさとする。耐荷重１０kg 以上とする。)但し，機器収納ボックスで棚板の代用が可能であれば不用とする。
耐震性３５０gal 以上(耐震６相当を想定)を考慮した製品であること。(テレビ搭載時)
転倒角度はテレビ搭載時で前左右１５°以上あること。（ただし，後部は１２°以上で可とする。）
納入業者は，強度計算書・転倒角度試験結果報告書を各１部提出すること。
児童・生徒の怪我等の防止のため，すっきりと配線を一つにとりまとめること。

３－３液晶画面保護パネル

・画面パネルが液晶の場合は，保護パネルを装備することとする(プラズマの場合は不用)。

・サイズ　　　　　上記３－１のテレビに対応するもので，マグネット・吸盤等で着脱可能なもの。

・材質　　　　　　アクリル板（厚さ２mm以上）

・仕様　　　　　　ノングレア加工（低反射効果），多層コーティング処理

３２型Ｖ型地上デジタルテレビ
（キャスター付専用台，液晶画面保護パネル付き）

１．件　　名　　３２型Ｖ型地上デジタルテレビ

２．数　　量　　別紙「地上デジタルテレビ　搬入・廃棄　数量」のとおり

３．条　　件

３－１テレビ本体

・画面サイズ	３２型Ｖ型ワイド
・外形寸法	Ｗ８２０mm×Ｈ５５０mm×Ｄ１３０mm以内(据え置き台を除く。)
・質量	１７kg 以下
・カラー	ブラックまたはシルバー系いずれでも可。但し同一校内ではカラーを統一すること。
・チューナー	地上デジタル放送・地上アナログ放送・BS デジタル放送・１１０度ＣＳデジタル放送チューナー内蔵(ＣＡＴＶが受信できること。)
・画面パネル	倍速対応液晶パネル
・画素数	１，３６６以上（水平）×７６８以上（垂直）
・視野角	上下左右１７６度以上
・入力端子	ＨＤＭＩ入力端子×２以上 Ｄ４端子またはＤ５端子×1 以上 Ｓビデオ入力端子×1 以上 ビデオ入力端子×1 以上 パソコン入力端子（ミニＤ－Sub15 ピンもしくはＤＶＩ－Ｉ端子）×１以上　但し，どちらの端子もない場合は別途ＰＣと接続可能となるような機器を付属すること。 パソコン用音声入力端子(ステレオミニジャックまたはステレオピンジャック赤白を有すること。) 電話回線端子・ＬＡＮ端子×1 以上
・スピーカー	スピーカー内蔵型のこと スピーカー2 個以上
・音声実用出力	１０Ｗ＋１０Ｗ以上
･省エネルギー	省エネ法に定められた基準を用いた多段階評価の省エネ性能が５つ星以上であること。(統一省エネラベルの基準が設定されていない製品の場合は，平成２１年5月１５日以降のグリーン家電製品であること。)
・付属品	ワイヤレスリモコン，リモコン用乾電池，Ｂ－ＣＡＳカード，電源コード， PC の映像と音声をテレビに出力するために必要なケーブル・機器を付属すること。ケーブル類は２m程度。(PC 側保有端子は，D－sｕｂ１５ピン，ステレオミニジャック) 転倒防止用部品一式,取扱説明書，保証書。以上をテレビ 1 台ずつに付属すること。
・その他	同等品の混在は可能だが，同一校内では同一機種とすること。 設置に関しては，各学校の指示する場所に運搬し，下記３－２のキャスター付専用台，３－３液晶保護パネルの取付けを行うこと。

３－２キャスター付専用台

・対応機種　　　　上記３－１のテレビに対応すること
スタンド式・ワゴン式いずれでも可とする。

・台数　　　　　　別紙「地上デジタルテレビ　搬入・廃棄　数量」のとおり。

・本体寸法　　　　Ｗ８５０ｍｍ×Ｈ１５５０ｍｍ×Ｄ８５０ｍｍ以内（テレビ設置時，テレビの高さを含む。）但し，ＷかＤのどちらかが８００ｍｍ以内とする。

・カラー　　　　　ブラックまたはシルバー系またはホワイト系で校内・教室内の景観を損なわないタイプのこと。

・その他　　　　　画面センターの高さが９００ｍｍ以上に設置できること。
移動用車輪が 4 個以上装備されており，車輪ストッパーで固定できること。
ＡＶ機器設置用の棚板が 1 個以上装備されていること。（Ａ４サイズ゛のノートパソコンが１台登載できる大きさとする。耐荷重１０kg 以上とする。）
耐震性３５０gal 以上(耐震６相当を想定)を考慮した製品であること。(テレビ搭載時)
転倒角度はテレビ搭載時で前左右１５°以上あること。（ただし，後部は１２°以上で可とする。）
納入業者は，強度計算書・転倒角度試験結果報告書を各１部提出すること。
転倒等の安全性が確保されていること。
児童・生徒の怪我等の防止のため，すっきりと配線を一つにとりまとめること。

３－３液晶画面保護パネル

画面パネルが液晶の場合は，保護パネルを装備することとする（プラズマの場合は不用）。

・サイズ　　　　　上記３－１のテレビに対応するもので，マグネット・吸盤等で着脱可能なもの。

・材質　　　　　　アクリル板（厚さ２ｍｍ以上）

・仕様　　　　　　ノングレア加工（低反射効果），多層コーティング処理

地上デジタルテレビ　搬入・廃棄　数量

【西区4】

搬入

施設名	所在地		画面の大きさ(ｲﾝﾁ)				合計	設置場所					ｴﾚﾍﾞｰﾀの有無
			50	40～42	37	32		1階	2階	3階	4階	5階	
小瀬小学校	新潟市西区小瀬	ﾃﾚﾋﾞ本体･ﾃﾚﾋﾞ台	9				9	1	4	4			×
	637番地	ﾃﾚﾋﾞ本体のみ											
笠木小学校	新潟市西区笠木	ﾃﾚﾋﾞ本体･ﾃﾚﾋﾞ台	7				7	2	1	3	2		×
	1695番地	ﾃﾚﾋﾞ本体のみ				1	1						
大野小学校	新潟市西区大野町	ﾃﾚﾋﾞ本体･ﾃﾚﾋﾞ台	20				20	6	8	8			○
	3140番地乙	ﾃﾚﾋﾞ本体のみ				2	2						
黒埼南小学校	新潟市新潟市西区木場	ﾃﾚﾋﾞ本体･ﾃﾚﾋﾞ台	12			2	14	6	8				×
	911番地1	ﾃﾚﾋﾞ本体のみ											
山田小学校	新潟市西区山田	ﾃﾚﾋﾞ本体･ﾃﾚﾋﾞ台	22				22	7	5	10	1		×
	2781番地2	ﾃﾚﾋﾞ本体のみ				1	1						
中野小屋中学校	新潟市西区中野小屋	ﾃﾚﾋﾞ本体･ﾃﾚﾋﾞ台	2			1	3	3	2				×
	932番地	ﾃﾚﾋﾞ本体のみ		2			2						
黒埼中学校	新潟市西区大野町	ﾃﾚﾋﾞ本体･ﾃﾚﾋﾞ台	11				11	3	4	4	1		×
	2540番地1	ﾃﾚﾋﾞ本体のみ				1	1						
合計		ﾃﾚﾋﾞ本体･ﾃﾚﾋﾞ台	83			3	86						
		ﾃﾚﾋﾞ本体のみ		2		5	7						

廃棄

施設名	所在地		画面の大きさ(ｲﾝﾁ)				合計
			40～	30～39	20～29	～19	
小瀬小学校	新潟市西区小瀬	ﾃﾚﾋﾞ本体･ﾃﾚﾋﾞ台					
	637番地	ﾃﾚﾋﾞ本体のみ			9		9
		ﾃﾚﾋﾞ本体･天吊りﾊﾝｶﾞｰ					
笠木小学校	新潟市西区笠木	ﾃﾚﾋﾞ本体･ﾃﾚﾋﾞ台	6				6
	1695番地	ﾃﾚﾋﾞ本体のみ			1		1
		ﾃﾚﾋﾞ本体･天吊りﾊﾝｶﾞｰ	1				1
大野小学校	新潟市西区大野町	ﾃﾚﾋﾞ本体･ﾃﾚﾋﾞ台			14		14
	3140番地乙	ﾃﾚﾋﾞ本体のみ			6		6
		ﾃﾚﾋﾞ本体･天吊りﾊﾝｶﾞｰ			1		1
黒埼南小学校	新潟市新潟市西区木場	ﾃﾚﾋﾞ本体･ﾃﾚﾋﾞ台			3	1	4
	911番地1	ﾃﾚﾋﾞ本体のみ			9	1	10
		ﾃﾚﾋﾞ本体･天吊りﾊﾝｶﾞｰ					
山田小学校	新潟市西区山田	ﾃﾚﾋﾞ本体･ﾃﾚﾋﾞ台					
	2781番地2	ﾃﾚﾋﾞ本体のみ			2		2
		ﾃﾚﾋﾞ本体･天吊りﾊﾝｶﾞｰ		1	20		21
中野小屋中学校	新潟市西区中野小屋	ﾃﾚﾋﾞ本体･ﾃﾚﾋﾞ台			1		1
	932番地	ﾃﾚﾋﾞ本体のみ			3		3
		ﾃﾚﾋﾞ本体･天吊りﾊﾝｶﾞｰ					
黒埼中学校	新潟市西区大野町	ﾃﾚﾋﾞ本体･ﾃﾚﾋﾞ台		1	13		14
	2540番地1	ﾃﾚﾋﾞ本体のみ			1		1
		ﾃﾚﾋﾞ本体･天吊りﾊﾝｶﾞｰ					
合計		ﾃﾚﾋﾞ本体･ﾃﾚﾋﾞ台	6	1	31	1	39
		ﾃﾚﾋﾞ本体のみ			31	1	32
		ﾃﾚﾋﾞ本体･天吊りﾊﾝｶﾞｰ	1	1	21		23

様式第３号

入　　札　　書

平成　　年　　月　　日

新　潟　市　長　様

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

受 任 者　　　　　　　　　　　　　　㊞

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

入　札　金　額				百		千			円	
入　札　保　証　金				百		千			円	
履　行　期　限	平成　　年　　月　　日									
履　行　場　所										

品　　　名	品質・規格	数　　量	単　　価	金　　額

特　約　条　項	
摘　要	

様式第３号

〔記載例〕

入　　札　　書

平 成○○年○○月○○日

新　潟　市　長　様

住　　所　○○県○○市○○町

○丁目○番○号

氏　　名　△△株式会社　　　　　　　　　　　㊞

代表取締役　○○ ○○

委任を受けて入札する場合は記名・捺印してください。

受 任 者　○○ ○○　　　　　　　　　　　　㊞

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

入　札　金　額	○○○○○○○○（百・千・円）			
入　札　保　証　金	（百・千・円）			
履　行　期　限	平 成　２２ 年　２ 月　２６ 日			
履　行　場　所	仕 様 書 の と お り			
品　　名	品 質・規 格	数　量	単　価	金　額
地上デジタルテレビ（○○区△）	仕様書のとおり	一式		○○,○○○,○○○
特　約　条　項				
摘　要				

様式第 2 号

委　　　　任　　　　状

平成　　年　　月　　日

新　潟　市　長　様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者　　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

受 任 者　　氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞

記

件 名

様式第 2 号
〔記載例〕

委　　　任　　　状

平成○○年○○月○○日

新　潟　市　長　様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者　　住　所　○○県○○市○○町
　　　　　　　　　　　○丁目○番○号

　　　　　　氏　名　△△株式会社
　　　　　　　　　　代表取締役　○○ ○○　　㊞

受 任 者　　氏　名　○○ ○○　　　　　㊞

記

件　名　　　地上デジタルテレビ（○○区△）

委任状は各案件ごとに作成してください。
（1枚の委任状で複数の入札に関する権限をまとめて委任しないこと。）

契約書

発注機関：

件　　　　名	
契　約　金　額	円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　　　　　円	

品名 品質・規格など　　　　　　　　　　　　数量　単位	単価	金額

履行期限	平成　　年　　月　　日　　　まで
履行場所	
契約保証金	

上記物品の供給について新潟市を甲とし，供給者を乙として，甲乙両者は次の物品供給契約条項及び特約条項の定めるところにより契約を締結し，この契約を証するため，契約書を2通作成し，甲乙両者が記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

甲　　新潟市

代表者　新潟市長　　　　　　　　　　㊞

乙　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

物品供給契約条項

（権利義務の譲渡等の制限）
第１条　乙は，甲の書面による承諾がなければ，この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し，または担保に供してはならないものとする。

（履行の監督）
第２条　甲は，契約の履行中において，その適正な履行を確保するため，立会いその他の方法により監督をすることができる。

（履行の確認）
第３条　乙は，契約に定める義務を履行したときは，その旨を，甲に通知しなければならない。
２　前項の通知があったとき，甲は，その通知のあった日から10日以内に乙の立会いを求めて，検査を行なうものとし，乙が立会わないときは，乙の欠席のまま，検査をすることができる。
３　熱量，強度の測定，含有量の分析試験等を含む検査について，前項の規定を適用する場合においては，同項中「10日以内」とあるのは「15日以内」とする。
４　甲は，検査の結果，契約に適合しているものと認められる物品は，その引渡しを受けるものとし，契約に適合していないと認める物品は，乙に期間を定めてその物品の取換え，補修若しくは改造させ，さらに甲の検査を受けるよう指示するものとする。この場合において，乙は，甲より取換え，補修若しくは改造を指示されたときは，自己の負担によりすみやかにこれを履行し，甲に通知しなければならない。
５　前項後段の規定による検査を行なうときの期間の算定は，甲が乙から取換え，補修若しくは改造を履行した旨の通知を受けた日から起算する。
６　甲は，検査の結果，契約に適合していないものと認めるものであっても，適合していない程度が軽微で，甲が使用するに支障がないと認めるものについては，契約金額を減額して引渡しを受けることができる。

（所有権の移転）
第４条　供給物品の所有権は，甲が検査に合格したものと認めたときをもって，乙から甲に移転するものとする。
２　供給物品の容器，外包の所有権は，契約に定めがある場合を除き，甲に帰属するものとする。

（不合格品の引取り）
第５条　乙は，甲が検査の結果，契約に適合していないと認める物品（第３条第６項の規定による物品を除く。以下同じ。）については，甲の指定した期間内に履行の場所から自己の負担により，搬出しなければならないものとする。
２　甲は，乙が前項に違反した場合は，その物品の保管について責を負わないものとし，必要があると認めるときは，任意に処分することができる。

（契約金額支払の時期）
第６条　甲は，供給物品の所有権が甲に移転したのち，乙の請求により契約金額を支払うものとする。
２　前項の支払は，甲が，乙の適法な請求書を受理した日から30日以内にしなければならないものとする。

（支払遅延利息）
第７条　乙は，甲の責に帰すべき理由により，前条第２項に定める期間内に契約金額を支払わなかったときは，政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条の規定により，指定された率で，甲に対し，支払遅延による遅延利息を請求することができる。

（検査の遅延）
第８条　甲が，その責に帰すべき理由により，第３条第２項及び第３項に定める期間内に検査をしないときは，その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は，第６条第２項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし，また，その遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は，約定期間は満了したものとし，乙は，そのこえる日数に応じ，前条の規定の例により遅延利息の支払いを請求することができる。

（契約保証金の還付）
第９条　契約保証金は，次の各号の一に該当する場合に還付する。
(1)　乙が契約に定める義務の履行を完了したとき。
(2)　甲が第12条第１項または第13条により契約を解除したとき。

（遅延届）
第10条　乙は，契約の定める履行期限までに，義務の履行をすることができないと認めたときは，直ちに，その理由，納入予定日等を書面をもって甲に届け出て，その指示を受けなければならない。

（違約金）
第11条　甲は，乙が正当な理由がなく契約の履行を遅延したときは，遅延日数１日につき，契約金額（単価契約の場合は，契約単価の確定納入数を剰じた金額とする。）の1,000分の１に相当する額の違約金を徴収することができる。
２　前項の違約金は，契約金額支払いの際にその契約金額から控除し，または契約保証金が納入されているときは，これをもって違約金に充て，なお，不足があるときは，追徴するものとする。

（甲の解除権）
第12条　甲は，必要があるときは，契約を変更し，若しくは中止させ，または解除することができる。
２　甲は，乙が新潟市契約規則（以下「契約規則」という。）第36条第１項各号の一に該当する場合は，契約を解除することができる。
３　前項の規定により契約が解除された場合において，乙は，甲に対し，契約金額（単価契約の場合は，契約単価に入札または見積合わせ時の予定数量を乗じた額）の10分の１に相当する額以上の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし，契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは，甲は，当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができる。

（乙の解除権）
第13条　乙は，甲の責に帰すべき理由により，契約の履行をすることができなくなったときは，契約の変更，若しくは中止，または解除を申し出ることができる。災害その他さけることのできない特別の理由により契約の履行をすることができなくなったときも，また同様とする。
２　甲は，前項による乙の申し出があったときは，契約を変更し，若しくは中止させ，または解除することができる。

（損害賠償）
第14条　甲が，第12条第２項により契約を解除した場合において，甲に損害があるとき，または第12条第１項若しくは第13条第１項前段の規定により契約を変更し，若しくは中止させ，または解除した場合において，乙に損害があるときは，甲または乙は，それぞれ乙または甲に対し，その損害賠償を請求することができる。
２　前項の損害額は，甲乙両者協議のうえ定めるものとする。
３　第１項により甲が乙に損害を賠償させるときは，契約金額支払いの際に，その契約金額から控除し，または契約保証金が納入されているときは，これをもって損害に充て，なお不足があるときは追徴するものとする。

（既済物品の処置）
第15条　契約が解除された場合において，すでに履行場所へ納入されている物品，または既済の物品があるときは，甲が検査のうえ，契約に適合するものと認めるものにかぎり，その代価を支払い，甲が取得することができる。

（危険負担）
第16条　供給物品の所有権移転前に生じた損害は，甲の責に帰すべきもののほか，すべて乙の負担とする。

（かし担保）
第17条　甲に所有権が移転した日から１年間のうちに，当該供給物品にかしがあると認めるときは，乙は，甲の指示により，その供給物品を取換え，若しくはそのかしを補修し，またはそのかしによって生じた滅失，若しくは損傷等による損害を賠償しなければならない。

（秘密の厳守）
第18条　乙は，この契約の履行に関し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し，または解除された後においても同様とする。

（個人情報の保護）
第19条　乙は，この契約の履行に関し知り得た個人情報（個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，または識別され得るものをいう。）がある場合は，その保護の重要性を認識し，個人の権利利益を侵害することのないよう，これを適正に取り扱わなければならない。

（規則等の適用）
第20条　この契約に定めない事項については，契約規則及び関係法令に定めるところにより従うものとし，契約に関し疑義が生じたときは，甲乙両者協議のうえ定めるものとする。